

建設

埋立てや盛土をする行為への規制について

環境の保全や災害の防止を図り、良好な生活環境を保持することを目的に、市内で土地の埋立てや盛土をする行為に対して規制をかけており、行為を行う場合は市の許可が必要で、1年未満の土砂の仮置きの場合は、事前協議により実施できます。詳しくは市ホームページを確認ください。

対象事業
・土砂などによる土地の埋立て、盛土、たい積を行う行為
・事業区域の面積が500㎡以上の事業

問合せ
建設課 管理G
☎73-8031



▲ ホームページ

税務

法人・個人事業者の皆さんへ 償却資産（固定資産税）の申告をお忘れなく

事業用として所有している償却資産（構築物・機械・備品など）は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。会社や個人で事業をしている人は、毎年1月1日現在で、市内に所有している償却資産を忘れずに申告してください。eTAX（地方税ポータルシステム）では、インターネットを利用した電子申告ができます。なお、一般申告方式の免税点未満（課税標準の合計額（課税標準額）が150万円未満）の事業者へは往復はがきを用いた簡易申告制を導入しています。詳しくは、市のホームページをご確認ください。

▼【業種】償却資産の例

【共通】パソコン、フェンス、看板、駐車場舗装など	【クリーニング業】洗濯機、乾燥機、脱水機など
【加工・修理業】旋盤、プレス機、溶接機、測定機器など	【農業】ビニールハウス、選別機、乾燥機など
【小売・飲食業】レジスター、陳列棚、家具、冷蔵庫など	【医療業】歯科ユニット、医療機器、検査装置など
【建設業】建設重機、大型特殊自動車など	【宿泊業】庭園、客室備品、厨房機器など
【理容・美容業】パーマ機、理容・美容椅子、鏡など	【不動産賃貸業】外灯、カーポート、外構工事など

申告方法
昨年度で申告している人は、申告書に1年間の資産の増減を申告してください。新たに申告する人、電算申告を利用する人は、申告対象の償却資産全てを申告してください。

問合せ 税務課 ☎73-8012

監理

名泉郷の土地代を全額補助します

市が名泉郷に所有する17区画について、土地を購入後に住宅を建築した場合に、土地代と同額の補助金を交付します。詳しくはお問い合わせください。

物件情報
番号 名泉郷・16
表示 下金屋30字21番83
面積 238.00㎡
価格 123万7000円



▲ ホームページ

受付時間
平日 9時～17時

問合せ
監理課 ☎73-8009

税務

軽自動車などの変更手続きは、4月1日までにいきましょう！

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日時点で、原動機付自転車・軽自動車などを所有している人に課税されます。廃車、譲渡、住所変更など登録事項に変更があった場合は、4月1日までに所定の窓口にて手続きをしてください。手続きをされない場合、引き続き軽自動車税が課税されることや、納税通知書が正しい住所に届かないことがあります。なお、軽自動車税には月割りの制度がありませんので、4月2日以降に手続きをされた場合でも、その年度の軽自動車税は全額課税されます。

種別	問合せ
原動機付自転車 (125cc・1.0kw以下)・ミニカー・小型特殊自動車	税務課 ☎73-8011
軽三輪車・軽四輪車・被けん引車	軽自動車検査協会 福井事務所 ☎050-3816-1774
軽二輪車 (125cc超 250cc以下)・二輪の小型自動車	中部運輸局 福井運輸支局 ☎050-5540-2057

手続きに必要な書類は、各窓口にお問い合わせください。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

子育て支援

「ふく育ポイント」ハガキの窓口受け渡しについて

11月下旬に、県の「ふく育ポイント」ハガキを簡易書留で発送しました。受け取りができなかったハガキについては、子育て支援課窓口でお渡しします。ハガキの再配達などはできませんので、「ご了承ください」。

対象 18歳未満の子どもが1人以上いる世帯

受取場所 子育て支援課 (平日 8時30分～17時15分)

受取期限 (ポイント取得期限) 令和6年2月29日(木)

持ち物 運転免許証など本人確認ができるもの

問合せ
子育て支援課 ☎73-8021

・子育て支援課
・制度全体やアプリ、ハガキの再発行に関する問い合わせ
ふくアプリ・ふくいほびコイン事業事務局 ☎50-07671



▲ ホームページ

市民協働

空き家無料相談会！

空き家の管理や権利関係などでお困りの人、売買・賃貸など有効活用をお考えの人向けに、相談会を開催します。NPO3を利用したリモートでの相談も対応可能です。この機会に専門家に相談してみませんか。

※ 雪の状況により中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

とき 第1回：令和6年1月31日(水) 13時～16時
第2回：令和6年2月4日(日) 13時～16時

ところ 市役所 1階 101会議室



▲ 無料相談会 申込フォーム

対象 市内の空き家の所有者、これから空き家を所有する人

専門家 司法書士・宅建士

参加費 無料

定員 15組 (1組30分程度)

申込み 【期限】1月22日(月)

問合せ 市民協働課 移住空き家対策G ☎73-8003
jilyu@city.awara.lg.jp

監理

市有地を購入しませんか

市有地の購入者を募集しています。詳しくは市のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

物件情報
表示 一面45字10番
面積 383.47㎡
価格 421万8000円

受付時間
平日 9時～17時

問合せ
監理課 ☎73-8009



▲ ホームページ

その他に、募集している市有地が多数あります。ご相談も随時受け付けています。

税務

家屋の新築、増築、取り壊しをした皆さんへ

市では、令和5年1月2日から令和6年1月1日までの家屋（住宅・店舗・車庫・倉庫など）の異動について、調査や整理を行っています。

▼ **令和5年中に家屋を新築・増築した人**
家屋調査が済んでいない人は、税務課資産税グループまでご連絡ください。
○ **登記が有る場合**
法務局で建物滅失登記の申請をしてください。滅失登記が完了している場合は、市役所での申請は必要ありません。

○ **登記が無い場合**
家屋滅失届を提出してください。
二次元コードより、電子申請で手続きを行っていただくか、申請用紙をダウンロードして市に提出してください。
※ 年の途中で取り壊した場合でも、賦課期日(1月1日)に家屋を所有している人に、その年度の固定資産税は全額課税されます。所有期間に応じて税金を減額することはできませんのでご了承ください。

問合せ
税務課 資産税G ☎73-8012



▲ 電子申請、申請用紙はこちら